

入札説明書

令和3年札幌市告示第2397号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

なお、入札説明書等とは、この入札説明書と、入札説明書に添付している「仕様書」、「各種様式」、「契約書（案）」の全てを指す。

1 告示日 令和3年4月26日

2 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎11階）

札幌市総務局職員部職員健康管理課

電話（011）211-2086 FAX（011）218-5169

3 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
令和3年度札幌市職員ストレスチェック業務
- (2) 調達案件の仕様等
別紙「仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間
契約日から令和4年2月28日まで
- (4) 入札方法

入札は総価で行う。契約の際はストレスチェックのWeb受検、紙受検、再受検、紙受検（点字）、紙受検（派遣）、個人結果作成、個人結果作成（派遣）、個人結果作成（点字）、個人結果作成（海外派遣）及び集団分析は各項目で定める単価契約とし、支払いの際は、各単価に対象者数又は分析した集団数を乗じた実績払いとするため、入札金額の算出基礎として、入札書裏面に契約希望単価の110分の100に相当する積算内訳を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された総価金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類が「医療業、保健衛生サービス業」もしくは「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録がされている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 個人情報の取扱いに関し、以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ・ ISO27001/ISMSを認証取得していること。
 - ・ プライバシーマークを認証取得していること。
 - ・ 個人情報を取り扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。

- (7) 過去3年以内に現行のストレスチェック制度における、ストレスチェック受検と個人結果の出力、及び集団分析結果の出力に関する業務を受検者数10,000名以上の規模を有する一の団体で受託し、実施した実績があること。
- (8) 現行のストレスチェック制度において、令和2年度までに同時稼働数5,000名以上の実績を有するアプリケーションを所有していること。
- (9) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

5 入札手続き等

- (1) 入札書の提出場所及び問合せ先
上記2に同じ。
- (2) 入札書の提出期限
令和3年5月20日（木）14時00分
（送付の場合は令和3年5月20日（木）11時00分必着のこと。）
- (3) 入札書の提出方法
 - ア 入札書は、添付の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒にいれ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年5月20日14時00分開札〔令和3年度札幌市職員ストレスチェック業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の提出期限までに提出しなければならない。
 - イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和3年5月20日14時00分開札〔令和3年度札幌市職員ストレスチェック業務〕」の入札の旨を記載し、上記2宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。
 - ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
 - ア 提出方法
質問書によりEメールで提出すること。
 - イ 提出先及び提出期限
下記アドレスへ上記1の告示の日から令和3年4月30日17時15分までに提出すること。
・提出先アドレス：shokuin.anzeneisei@city.sapporo.jp
 - ウ 回答
令和3年5月7日以降、ホームページ上で公開する。
- (5) 入札の無効
 - ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
 - イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
 - ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状（添付資料）を提出しなければならない。
 - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (8) 開札の日時及び場所

令和3年5月20日（木）14時00分

札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎11階 総務局会議室

(9) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開序日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

- ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2名以上であるときは、当該入札者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員がくじを引くものとする。
- ウ 落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

- エ 上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

- ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約

書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 契約条項

別紙「契約書（案）」のとおり。